

令和2年度島根支部保険料率について

- I. 令和2年度保険料率について【医療分】（P1～）
- II. 令和2年度保険料率について【介護分】（P10～）
- III. 令和2年度保険料率改定にかかる広報について（P13～）

令和2年1月16日 令和元年度第4回評議会



全国健康保険協会 島根支部

協会けんぽ

I . 令和2年度保険料率について【医療分】

1. 令和2年度島根支部保険料率（見込み）

令和2年度島根支部保険料率（見込み）

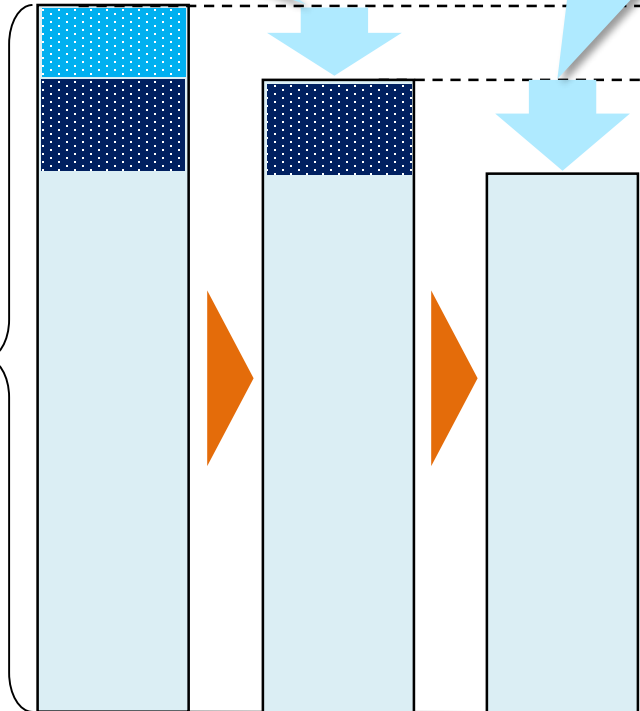
10.15% (0.02%引き上げ)

保険料率計算のプロセス

- ① **【年齢調整】▲0.27%**
支部加入者の年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整。島根支部は年齢構成が高いためマイナスに調整。
- ② **【所得調整】▲0.59%**
支部加入者の総報酬を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整。島根支部は総報酬が低いためマイナスに調整。
- ③ **【インセンティブ】▲0.005%**
島根支部のインセンティブ制度平成30年度実績分を加減算

6.28%

医療給付費にかかる保険料率（調整前）



5.42%

医療給付費にかかる保険料率（調整後）

インセンティブ制度分

④ **【共通料率】+4.73%**
後期高齢者支援金など
全国一律で賦課される保
険料率を合算

⑤ **【精算】▲0.001%**
前々年度の島根支部の
決算における収支差を精
算

最終的な保険料率

10.15%

2. 都道府県単位保険料率決定までのスケジュール（予定含む）

○12月20日 運営委員会（平均保険料率の方針決定）

○12月20日 政府予算案（令和2年度）の閣議決定

○1月14日～20日 **支部評議会の開催**
（都道府県単位保険料率についての意見聴取）

○上記評議会開催後 支部長から理事長への意見の申出

○1月29日 運営委員会にて都道府県単位保険料率の決定

○1月29日 料率変更について、厚生労働大臣へ認可申請

○2月中旬 厚生労働大臣から認可・告示

○2月中旬 都道府県単位保険料率決定

（参考）健康保険法第160条

6. 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

7. 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。

8. 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

3. 平均保険料率に関する議論の経緯

- 平成29年12月19日の運営委員会における平成30年度保険料率の議論において、理事長より、「今後の保険料率のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にした。」旨の考えが示されている。
- 令和2年度の保険料率については、この理事長発言を踏まえつつ運営委員会及び各支部評議会では議論が進められた。
- 運営委員会における意見では、一部引き下げの意見もあったが、全体としては10%維持の意見であった。
- また、支部評議会においては、理事長の示した考えを基に意見書の提出なしが13支部。一方、意見書の提出があった支部では、平均保険料率10%維持の意見が21支部(昨年18支部)、引き下げるべきとの意見が2支部(昨年6支部)となっている。

4. 協会けんぽとしての対応

令和2年度の保険料率について、運営委員会での意見を踏まえ、以下のとおり協会けんぽとしての対応を決定した。

1. 平均保険料率について

令和2年度の平均保険料率については、10%を維持する。

2. 激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入について

激変緩和措置については、現行の解消期限（令和元年度末）どおりに解消する。
インセンティブ制度については、令和2年度保険料率より反映させる。

3. 保険料の変更時期について

令和2年4月納付分からとする。

令和2年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見

1. 平均保険料率

- 当組織にて支部評議員の意見を聴取したが、理事長の中長期的な立ち位置や様々なデータによる中長期的な料率に対する考え方が浸透してきており、全員が料率維持との意見であった。今後の健全な運営のため、料率を維持する方向で検討いただきたい。
- 協会けんぽはセーフティネットの役割があり、これは協会けんぽの重要な役割である。健保組合の解散後は、協会で受け入れることになるので、今後もできる限り安定的な運用をする必要があると感じる。
- 支部の意見の大半が維持となったことは、本部の中長期的な立ち位置との考えが浸透し、支部からも評議員に対して丁寧に説明された結果だと思う。これだけ維持という意見が出ているので、その意見を尊重すべきである。また、評議会意見にもあるが、準備金を有効に活用し将来的なコスト削減に結びつけることが大事である。
- 支部の意見は概ね維持であるが、それは、多くの支部が「10%が限界」であるということと受け取れるのではないかと。また、保険料率引き下げについては、国庫補助の減額による保険料率の持続性を損なう恐れや後期高齢者の自己負担額が今後の議論次第であることを考えると、現状では10%維持が賢明。
- 中長期的な考え方に一定の理解が得られ、支部に浸透しているという意見に賛同する。一方で、準備金の適正な水準を客観的に示すべきなどの意見についても傾聴すべきであり、適正な水準ということについて、議論を詰めることが大事であると思う。その際、適用拡大や健保組合の解散などのリスクを明確にして、準備金が必要であることを丁寧に説明することが大事である。
- 平成20年から約10年間で、事業主の社会保障費への負担は増大している。適用拡大等、負担が増える議論があることは承知しているが、これ以上の負担は、事業主も従業員も困難であることを認識いただき、少しでも負担が軽減できるように来年度の保険料率を議論いただきたい。
- 保険料率が上がるということは、医療費を使うからである。保険料率が高い支部を見ると、時間外受診が多い。そういうことを明らかにして是正しなければ適正化はできない。医療費としては微々たる効果かもしれないが、時間外受診の是正や薬剤の適正使用などに取り組みなければ、適正化は困難であると思う。

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入

- 激変緩和措置の解消について、特段の異論はなし。
- インセンティブ制度導入について、特段の異論はなし。

3. 保険料率の変更時期

- 令和2年4月納付分から変更するということについて、特段の異論はなし。

令和元年10月に開催した各支部の評議会での意見については、昨年と同様、理事長の現時点における考え（状況に大きな変化がない限り、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと）を評議会で説明した上で、意見提出は任意とされた。

意見書の提出状況並びに平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおり。

意見書の提出なし	13 支部 (9 支部)	※()は今年の支部数 ←鳥根支部含む
意見書の提出あり	34 支部 (38 支部)	
① 平均保険料率 10%を維持すべきという支部	21 支部 (18 支部)	
② ①と③の両方の意見のある支部	7 支部 (13 支部)	
③ 引き下げるべきという支部	2 支部 (6 支部)	
④ その他(平均保険料率に対する明確な意見なし)	4 支部 (1 支部)	

※ 激変緩和措置については、計画的な解消以外の意見はほぼなく、保険料率の変更時期についても、4月納付分（3月分）以外の意見はほぼなし。

5. 協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		H30年度	R1年度		R2年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R1年12月) (b)	R1-H30 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R1年12月) (c)	R2-R1 (c-b)	
収入	保険料収入	91,429	96,149	4,720	99,389	3,240	H24-R1年度保険料率： 10.00% R2年度保険料率： 10.00% R2年度減額国庫： 333
	国庫補助等	11,850	12,110	261	12,669	559	
	その他	182	619	437	290	▲ 329	
	計	103,461	108,879	5,417	112,348	3,469	
支出	保険給付費	60,016	63,912	3,897	67,261	3,349	○R2年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R2年度均衡保険料率： 9.45%
	前期高齢者納付金	15,268	15,246	▲ 22	15,307	62	
	後期高齢者支援金	19,516	20,999	1,483	21,040	41	
	退職者給付拠出金	208	2	▲ 206	1	▲ 1	
	病床転換支援金	0	0	0	0	0	
	その他	2,505	3,644	1,139	3,295	▲ 349	
	計	97,513	103,802	6,290	106,903	3,101	
単年度収支差		5,948	5,076	▲ 872	5,445	368	
準備金残高		28,521	33,597	5,076	39,042	5,445	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

9. 全国における島根支部の位置

令和2年度都道府県単位保険料率の
令和元年度からの変化
(暫定版)

令和元年度保険料率 からの変化分		支部数
料率(%)	金額(円)	
+0.15	+210	1
+0.11	+154	1
+0.10	+140	1
+0.09	+126	2
+0.08	+112	1
+0.07	+98	2
+0.06	+84	1
+0.05	+70	1
+0.03	+42	2
+0.02	+28	6
+0.01	+14	3
0.00	0	2
▲0.01	▲14	3
▲0.02	▲28	5
▲0.03	▲42	3
▲0.04	▲56	3
▲0.05	▲70	2
▲0.06	▲84	1
▲0.07	▲98	2
▲0.08	▲112	1
▲0.09	▲126	1
▲0.11	▲154	1
▲0.12	▲168	1
▲0.13	▲182	1

島根支部・・・
+0.02%

令和2年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数
(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.73	1
10.41	1
10.34	1
10.33	1
10.32	1
10.30	1
10.28	1
10.25	2
10.22	2
10.20	1
10.17	2
10.15	1
10.14	3
10.07	1
10.06	1
10.05	1
10.03	1
10.01	2
9.99	1
9.97	1
9.95	1
9.93	1
9.92	1
9.91	1
9.88	3
9.87	1
9.81	2
9.79	1
9.77	4
9.75	1
9.73	1
9.71	1
9.70	1
9.59	1
9.58	1

・・・島根支部 10.15%
(高いほうから15番目)

注1. 「+」は令和2年度保険料率が令和元年度保険料率よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。
2. 金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担(月額、労使折半後)の増減である。

Ⅱ. 令和2年度保険料率について【介護分】

1. 介護保険の令和2年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和2年度は、令和元年度末に見込まれる不足分(467億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう **1.79%(0.06%引き上げ。4月納付分から変更)**とする。

※ 令和2年度政府予算案では、介護納付金は1兆463億円(前年度比▲208億円)の見込み。

【(参考)健康保険法160条16項】

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額(協会が管掌する健康保険においては、その額から第153条第2項の規定による国庫補助額を控除した額)を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

○1.73%から令和2年4月以降に1.79%へ引き上げた場合の令和2年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 2,597円 (74,874円 → 77,471円) の負担増

〔月額〕 192円 (5,536円 → 5,728円) の負担増

(注1) 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.525月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和元年度(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額によって算定したものである。

【(参考)介護保険料率の推移】

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
介護保険料率	1.19%	1.50%	1.51%	1.55%	1.55%	1.72%	1.58%	1.58%	1.65%	1.57%	1.73%	1.79%
負担割合(2号被保険者)	30%			29%			28%			27%		
介護保険への被用者保険間負担割合	介護2号被保険者割							1/3総報酬割	1/2総報酬割	3/4総報酬割	総報酬割	

(注)29年度の介護保険の被用者保険間負担割合は、8月から1/2総報酬割であり、実質1/3総報酬割となる。なお、総報酬割については令和2年度に完全移行完了。

2. 協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		30年度	R1年度	R2年度	備考
		決算	直近見込 (R1年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R1年12月)	
収入	保険料収入	8,664	10,091	10,905	H30年度保険料率： 1.57% R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79% 納付金対前年度比 ⇒ ▲208
	国庫補助等	879	515	-	
	その他	-	-	-	
	計	9,543	10,606	10,905	
支出	介護納付金	10,130	10,671	10,463	
	その他	18	-	-	
	計	10,148	10,671	10,463	
単年度収支差		▲ 605	▲ 65	443	
準備金残高		▲ 403	▲ 467	▲ 25	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

Ⅲ. 令和2年度保険料率改定にかかる広報について

1. 令和2年度保険料率改定にかかる広報の対応について

1. 広報の目的

- 令和2年度の島根支部保険料率について加入者や事業主に正確に伝達すること。
- 保険者機能を発揮する観点から、保険料を支払う加入者の皆さまに保険料率が変更となる理由をご理解いただくとともに、医療費適正化等にかかる協会けんぽの取組状況を周知することにより、事業主及び加入者の行動変容を促すこと。

2. 今後の広報予定

- 納入告知書へ料額表チラシを同封（2月）
 - 事業所への保険料率周知リーフレットの送付（2月～）
 - ポスターを作成し、支部窓口における掲示や関係団体等へ送付（2月～）
 - 新聞広告の作成（3月）
 - ホームページへの掲載（2月）
 - 市町村及び関係団体が発行する広報誌への記事掲載依頼（2月～）
- このような手段により、料率が変更となること、変更後の料率、変更時期について、周知を予定しております。
（※詳しい広報スケジュール等は、次ページをご覧ください。）

2. 平成31年度保険料率改定にかかる広報スケジュール

